



山形県公報

平成16年5月28日(金)
第1545号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....(農政企画課)...683

### 告 示

県議会定例会の招集.....(財政課)...684  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(同)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...685  
 土地改良区の管理規程の認可.....(同)...同  
 土地改良事業施行の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 同.....(同)...686  
 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同  
 県道の供用の開始.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...687

### 公 告

一般競争入札の公告.....(情報企画課)...同  
 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)...688  
 同.....(同)...689  
 同.....(同)...690  
 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...同  
 同.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...692  
 同.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...694  
 一般競争入札の公告.....(教育委員会)...697  
 同.....(同)...698  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(病院事業局)...699

### 正 誤

## 規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第51号

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県農業改良資金貸付規則(平成14年8月県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

|                                                        |       |
|--------------------------------------------------------|-------|
| (1) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる、農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 | 認定農業者 |
|--------------------------------------------------------|-------|

を

|                                                                                                                                                                                             |                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる資金<br>イ 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用(資材費(種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等)、雇用労賃並びに機械及び施設の修理費であって、農業改良措置の導入に係る初度的なものに限る。)に充てるのに必要な資金<br>ロ 農作業を受託する場合に必要な資金(農作業を受託する旨の契約による受託料に相当するものに限る。) | (1) 認定農業者<br>(2) 認定就農者(口の資金に限る。)<br>(3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、農業者等のうち知事が適当と認める者(口の資金に限る。) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

に

改める。

第20条中「日数」を「日数(以下「延滞日数」という。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、農業改良資金の貸付けを受けた農業者等から支払期日に償還金の支払が行われない事を理由とする場合は、支払期日の翌日から農業者等又はそれに代わる者による支払当日までの日数を、延滞日数から控除することができる。

第20条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

融資機関は、法第17条において準用する法第11条の規定により違約金を徴収したときは、徴収した金額を、速やかに県に納付しなければならない。ただし、融資機関が第2条第2号の貸付金の償還を支払期日に行った場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県告示第621号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成16年6月8日山形市に招集する。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県告示第622号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                  | 廃止年月日      |
|---------------------------|------------------------------|------------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市堀川町4番31号 | スマイルケア ちゃぼランド<br>米沢市堀川町4番42号 | 平成16. 5. 1 |

山形県告示第623号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                                   | 居宅サービスの<br>種類   | 指定年月日     |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 社会福祉法人長井弘徳会<br>長井市寺泉3525番地1            | 介護付有料老人ホーム ほほえみ<br>長井市寺泉3081番地1               | 特定施設入所者<br>生活介護 | 平成16.5.11 |
| 山形おきたま農業協同組合<br>東置賜郡川西町大字上小松<br>978番地1 | J A山形おきたまデイサービスセンター<br>「愛遊」<br>米沢市広幡町上小菅638-4 | 通所介護            | 同 5.14    |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市堀川町4番31号              | デイサービスセンターリハビリテーショ<br>ンなごみ<br>米沢市東大通一丁目2-34-2 | 通所介護            | 同 5.20    |

## 山形県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国町字滝の二重229-33
- 3 認可年月日  
平成16年5月19日

## 山形県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国町字滝の二重229-33
- 3 管理規程の名称  
井の下頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
井の下頭首工管理規程 井の下頭首工の維持操作その他管理規程について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成16年5月19日

## 山形県告示第626号

八沢川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年5月18日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業計画書の写し（石山地区）
  - (2) 八沢川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成16年 6月 3日から同年 7月 1日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第627号

天保大川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年 5月18日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(松根地区)
- (2) 天保大川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

櫛引町役場

3 縦覧に供する期間

平成16年 6月 1日から同年 6月29日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第628号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

鶴岡都市計画用途地域

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 5月28日から平成16年 6月10日まで縦覧に供する。

平成16年 5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 路 線 名 酒田松山線

2 供用開始の区間 酒田市大字小牧新田字道ノ下56番 8 から  
飽海郡平田町大字砂越字粕町49番まで

3 供用開始の期日 平成16年 6月 4日

## 山形県告示第630号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年5月28日から平成16年6月10日まで縦覧に供する。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 安田砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字砂越字大野中川原623番から  
同 566番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年6月4日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県ホームページシステム管理業務等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム(15階)
  - (2) 日 時 平成16年6月7日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量  
イ 山形県ホームページシステム管理業務 一式  
ロ 山形県ホームページ公開用サーバハウジングサービス 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成16年7月1日から平成17年3月31日まで
  - (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進班 電話番号023(630)3115
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年6月2日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年9月28日まで縦覧に供する。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラオックス電激倉庫山形高堂店  
山形市高堂二丁目52番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄子デンキ 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号  
代表取締役 菅原 啓之

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称            | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------------|---------|
| 株式会社 庄 子 デ ン キ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 庄 子 正 文 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------------|---------|
| 株式会社 庄 子 デ ン キ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 菅 原 啓 之 |

4 変更年月日

平成16年4月1日

5 届出年月日

平成16年5月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年9月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年9月28日まで縦覧に供する。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

電激倉庫新鶴岡店

鶴岡市美咲町34番26号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄子デンキ 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号

代表取締役 菅原 啓之

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称             | 所 在 地           |
|-----------------|-----------------|
| 電 激 倉 庫 新 鶴 岡 店 | 鶴岡市西部地区区画整理地2街区 |

(変更後)

| 名 称             | 所 在 地        |
|-----------------|--------------|
| 電 激 倉 庫 新 鶴 岡 店 | 鶴岡市美咲町34番26号 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称            | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------------|---------|
| 株式会社 庄 子 デ ン キ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 庄 子 正 文 |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------------|---------|
| 株式会社 庄 子 デ ン キ | 宮城県仙台市太白区長町二丁目1番39号 | 菅 原 啓 之 |

4 変更年月日

(1) 3の1に掲げる事項

平成14年10月5日

(2) 3の2に掲げる事項

平成16年4月1日

5 届出年月日

平成16年5月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年9月28日までに知事に提出することができ



る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年9月28日まで縦覧に供する。

平成16年 5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ松見町店  
山形市松見町21番10号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤 進
- 3 変更する事項
  - (1) 駐車場の位置  
（変更前） 縦覧に供する図面のとおり  
（変更後） 縦覧に供する図面のとおり
  - (2) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置  
（変更前） 6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後） 8か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成17年1月14日
- 5 届出年月日  
平成16年5月13日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年9月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |     |
|-------------|---------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|-----|
|             |               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営南山形アパート4号 | 山形市南松原1-9-1   | 3K   | 39.9                          | 1    | 一般用               | 9,900                   | 12,000                                 | 14,200                                 | 16,300                                 | 16,400                                 | 16,400 | 3月分の家賃に相当する額                           | 単身可 |
| 同宮町アパート1号   | 同宮町2-8-23     | 3DK  | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,400                  | 27,200                                 | 32,100                                 | 37,100                                 | 42,800                                 | 44,800 |                                        |     |
| 同宮町アパート2号   | 同宮町2-8-26     | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,700                  | 27,600                                 | 32,600                                 | 37,600                                 | 43,500                                 | 47,400 |                                        |     |
| 同宮町アパート4号   | 同宮町2-8-32     | 同    | 62.6                          | 1    | 同                 | 21,700                  | 26,300                                 | 31,100                                 | 35,900                                 | 41,500                                 | 47,500 |                                        |     |
| 同長清水アパート5号  | 上山市長清水1-10-15 | 同    | 67.7                          | 1    | 特定目的用<br>(障・高齢者用) | 21,800                  | 26,400                                 | 31,200                                 | 36,000                                 | 41,600                                 | 47,800 |                                        |     |
| 同天童駅西アパート1号 | 天童市駅西2-2-27   | 同    | 64.2                          | 1    | 一般用               | 19,100                  | 23,100                                 | 27,400                                 | 31,600                                 | 36,500                                 | 41,900 |                                        |     |
| 同天童駅南アパート2号 | 同田鶴町4-18-22   | 同    | 66.5                          | 2    | 同                 | 22,500                  | 27,300                                 | 32,200                                 | 37,200                                 | 43,000                                 | 49,400 |                                        |     |
| 同天童南部アパート1号 | 同南町3-18-2     | 2LDK | 70.1                          | 2    | 特定目的用<br>(障・高齢者用) | 25,600                  | 31,100                                 | 36,700                                 | 42,400                                 | 49,000                                 | 56,200 |                                        |     |
| 同近江アパート1号   | 東村山郡山辺町近江1-1  | 3DK  | 62.6                          | 2    | 一般用               | 17,900                  | 21,800                                 | 25,700                                 | 29,700                                 | 34,300                                 | 39,400 |                                        |     |
| 同中原アパート2号   | 同中山町大字長崎881-2 | 同    | 69.4                          | 1    | 同                 | 22,900                  | 27,800                                 | 32,800                                 | 37,900                                 | 43,800                                 | 50,300 |                                        |     |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月4日～6月10日まで(6月7日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00～PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年8月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                        | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要 |                            |
|----------------|----------------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|----|----------------------------|
|                |                            | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |             |    | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営谷地アパー<br>ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 3DK  | 平方メートル<br>59.3 | 2    | 一般用 | 円<br>14,600     | 円<br>17,700                | 円<br>20,900                | 円<br>24,100                | 円<br>27,900                | 円<br>32,000 |    |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月4日～6月10日まで(6月7日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00～PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年8月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地         | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金          | 摘要           |                            |
|------------|-------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|--------------|----------------------------|
|            |             | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |             |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営東根中央アパート | 東根市中央四丁目3-2 | 3DK  | 平方メートル<br>64.2 | 1    | 一般用 | 円<br>18,600     | 円<br>22,500                | 円<br>26,700                | 円<br>30,800                | 円<br>35,500                | 円<br>40,800 | 3月分の家賃に相当する額 |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年6月4日～6月10日まで(6月7日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00～PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成16年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成16年8月1日



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県教育センター電子計算機システムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月28日

山形県知事 高橋和雄

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 天童市大字山本字犬倉津2,515番地 山形県教育センター 201研修室
- (2) 日時 平成16年7月9日(金) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県教育センター電子計算機システムの賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年9月1日から平成21年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字山元字犬倉津2,515番地 山形県教育センター総務課 電話番号023(654)2155

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年6月25日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural



Education Center One set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. July 9, 2004

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Education Center, 2,515 Inukuratsu, Yamamoto, Tendo-shi, Yamagata-ken 994-0021 Japan TEL 023-654-2155

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立山形工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校会議室(2F)

(2) 日 時 平成16年7月12日(月) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立山形工業高等学校教育用電子計算機組織の賃貸サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成16年9月1日から平成21年8月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格等に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。

(3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校事務室 電話番号 023(622)4934

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年6月30日(水)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Yamagata Technical High School: One set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. July 12, 2004
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yamagata Technical High School, 1-5-12 midori-cho, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-0041 Japan TEL 023-622-4934

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月28日

山形県立日本海病院長 亀山 仁一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油( J I S 1種2号) 1,620キロリットル( 予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院医事経営課用度係 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234( 26) 2001
- 3 落札者を決定した日 平成16年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸輝石油株式会社 酒田市松美町1番3号
- 5 落札金額 29.61円( 1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例規則第3条の公告を行った日 平成16年2月6日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤       | 正    |
|------------|------------|-----|----|---------|------|
| 平成15. 4. 1 | 号外(27)     | 3   | 21 | 第2条第1号中 | 第2条中 |

平成16年5月28日印刷  
平成16年5月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056